

中野区男女共同参画基本計画の改定について

1 計画改定の背景

仕事や育児介護、地域生活の様々な場面で、男女が対等な立場で参画し、その個性と能力を発揮することが出来る男女共同参画社会を築くため、男女共同参画基本計画（第3次）に基づき取組を進めてきたところである。

一方、平成28年4月1日（平成27年8月28日成立）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、自治体において、女性の活躍についての推進計画を策定するものとされたところである。前回の計画改定から5年が経過し、この間の社会情勢の変化や、女性活躍推進法の視点を踏まえ、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を改定することとする。

2 計画の位置づけ

- (1) 「中野区男女平等基本条例」第7条に規定する区の基本計画とする。
- (2) 「女性活躍推進法」第6条第2項で策定が求められている推進計画とする。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項で策定が求められている基本計画とする。

3 改定の視点

女性活躍推進法の趣旨等を踏まえ、以下を改定にあたっての視点とする。

- (1) 女性の活躍が進むための支援の充実
- (2) 職業生活と家庭生活との両立を可能にする環境整備
- (3) 女性の安心安全な生活が保障されるための取組

4 改定にあたっての取組

- (1) 男女共同参画基本計画（第3次）の成果点検・評価（指標の達成状況等）及び公表
- (2) 現状分析及び課題の抽出のための男女共同参画意識調査の実施
- (3) 有識者、関係団体等からの意見聴取

5 男女共同参画意識調査の実施

基本計画改定にあたっての基礎資料とするため、男女共同参画に対する意識等の調査を実施する。

- ① 実施対象 区民、区内事業所、及び中学生
- ② 調査時期 7月から10月
- ③ 集計分析 12月

6 今後の予定

| | |
|----------|--------------------|
| 平成28年7月～ | 意識調査の実施 |
| 8月 | 男女共同参画基本計画の実施状況の公表 |
| 平成29年1月 | 意識調査結果の公表 |
| 3月 | 基本計画（素案）の策定 |
| 4～5月 | 意見交換会の実施 |
| 6月 | 基本計画（案）の策定 |
| 7月 | パブリック・コメント手続の実施 |
| 9月 | 基本計画の策定 |